

【総則】

（契約の履行）

第1条 乙は表記契約を、別紙仕様書図面及び内訳書その他関係書類により誠実に自ら履行しなければならない。天災事変その他やむを得ない事由により契約期間又は期限を変更しなければならない場合は、その期間又は期限内に事由を詳記した契約期間又は期限の変更願いを差し出し、その承認を得なければならない。ただし、特別の事由があると甲が認めた場合は契約の期間又は期限を越えてもこれを行うことができる。

2 乙はこの契約の履行に当っては、甲の指定する本区職員の指示に従わなければならない。仕様書、図面及び内訳書その他関係書類に明示されない事項がある場合でも、その性質上当然必要なものは自己の負担で施行するものとする。

第2条 乙の負担する材料はその使用前に本区係員の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

2 検査の結果不合格と決定した材料は遅滞なく持去り速やかに代品を持入れて更に検査を受けなければならない。

（検査及び履行の完了）

第3条 乙は契約事項完了のときは直に届出て甲の定める検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗毀損したものはすべて乙の負担とする。但し特殊の検査に要するものはこの限りでない。

2 前項の検査に合格したときをもつて委託契約を完了したものとする。

3 甲は支障のない限り第1項の届出があつた日から10日以内に検査を完了するものとする。

4 第1項の検査に合格しないときは特に1回に限り甲は相当日数を指定して手直しを認めることができる。この場合手直しの終了したときは更に届出て検査を受けなければならない。検査を完了する期間は前項の規定による。

5 前項の場合目的物の引渡しは手直しの検査に合格したときをもつて完了したものとする。

第4条 乙は甲の指定する日時において検査に立会うものとする。乙は立会をしないときは検査の結果について、異議を申し立てることができないものとする。

（損害の補償）

第5条 目的物の引渡前に生じた損害はすべて乙の負担とする。但し甲の責に帰すべき理由により生ぜしめたとき或は天災事変その他で避けることの出来ない非常災害による場合はこの限りでない。

第6条 天災事変その他避けることのできない非常災害に基因して既済部分又は検査持込材料に滅失毀損を生じ、その損害額が契約金額の10分の2を超過したときは甲は乙の申し立てによってその超過金額の2分の1以内を負担することがある。但し乙がその損害発生の防止に関して相当の措置をなさず、又は注意を怠つたと認められるときはこの限りでない。

2 前項による申し立ては損害額証明書を添付の上事実発生の翌日から起算して5日以内にこれをなさなければならない。

3 第1項の損害の事実及び損害額は事実発生の都度甲がこれを認定する。

第7条 甲の交付材料は乙が善良な管理者の注意をもつて保管し、その亡失又は毀損による損害は甲の責に帰すべき理由により生ぜしめたとき、もしくは天災事変その他避けることのできない非常災害による場合の外は乙の負担とする。

（契約金額等の支払い）

第8条 契約金額又は保証金は目的物の給付の確認又は検査終了後乙の適正なる支払い請求書を受理した日から30日以内に支払い又は還付するものとする。但し特別の事由ある場合においてはこの限りでない。

2 甲は、契約金額の支払が期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

3 甲は契約完了前でも検査に合格した既済部分に対して甲が認めた場合に限り、代価の10分の9以内を

支払うことがある。

(契約不履行の場合の処置)

第9条 乙は、期間又は期限内に契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき、法定率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障ないと認めたときは各部分について計算することがある。

2 第3条の規程による手直しが指定した期間後に亘るときは、前項によって違約金を納付するものとする。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

第10条 甲は必要があるときは乙と協議の上この契約内容を変更し、又は履行の中止をなすことができる。

2 契約内容変更の場合減少部分の金額が内訳書によることができないときは内訳書の価格を標準としてこれを算定し、増加部分の金額は時価によってこれを算定するものとする。

(契約保証金)

第11条 保証金は契約金額の変更によりこれを増減し、目的物の進捗の程度によりその半額以内を還付することがある。但し契約金額に変更があつた場合は既納保証金が未払い請負金額の10分の1以上になるときは更に納入を要しないものとする。

(協議解除)

第12条 甲は必要があると認めたときは、乙と協議の上この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認めたとき

(2) 契約履行の着手を遷延したとき

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第24条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 千代田区契約事務規則第4条及び第5条の規定に該当するとき。

(7) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

(1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは

常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。)が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)を利用したと認められるとき。

- (3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - (4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号。以下「要綱」という。)第4条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告を受けたとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 2 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は一切賠償の責めを負わない。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第3条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。
- 4 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。
- 5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。
- 6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第18条 乙は第10条の中止期間が引続き4月以上に及ぶとき又は契約後4月を経過しても着手下命のないときは直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条及び前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に目的を達成することができないとき。
 - (2) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 前2項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰するこ

とができない事由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

4 第2項の場合（第14条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の10分の1相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の10分の1に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（乙の損害賠償請求等）

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1）第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（不可抗力による契約金額の変更）

第22条 契約締結後において、不測の事件に基づき物価の変動があつて契約金額が著しく不相当であると認められるに至つたときは、その実情に応じ、甲は乙と協議の上契約額を変更することができる。

（相殺）

第23条 甲は乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第24条 乙はこの契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。但し甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（電子契約の効力）

第25条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

（補則）

第26条 乙はこの契約条項の外、千代田区契約事務規則を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。

【産業廃棄物処分に係る特記事項】

甲と乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。ただし、総則との間に相違がある場合は本特記を優先する。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第1条 乙の事業範囲は別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の種類及び数量）

第2条 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。（処分料金及び支払い）

第3条 甲の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上、1回あたりの単価にすることができる。

2 甲は、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に処分したことを確認したときは、乙に処分料金を支払う。

（収集運搬業者）

第4条 甲は、乙に対し別表1に記載する乙の事業場へ搬入する収集運搬業者についての情報を、次のとおり連絡する。ただし収集運搬業者が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。

収集運搬業者名 _____ 住所 _____

（積み込み場所）

（荷下ろし場所）

収集運搬業許可番号 _____

（許可都道府県政令市名） （ ） （ ）

（保管）

第5条 乙は甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下、「法令」という。）に定める保管基準を遵守し、かつ、第8条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第6条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し交付する。

2 乙は、廃棄物の搬入の都度、マニフェストB1（収集運搬業者保管）票及びB2（運搬終了）票に受領確認を記載し収集運搬業者に手渡す。また処分が完了したときは、乙はC1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に甲に送付し、C2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。

3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、甲から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、10日以内にE（最終処分終了）票を甲に送付する。

4 甲は、乙から送付されたマニフェストD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票及び収集運搬業者から送付されたB2（運搬終了）票とともに5年間保存する。

（最終処分の確認）

第7条 甲及び乙は、当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を、別表1の最終処分欄に記載する。

2 乙は、甲に対し中間処理後の最終処分の場所等について必要な情報を提供しなければならない。甲は乙と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地・名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

(契約期間および保存)

第8条 この契約の有効期間は、契約書「4. 期間又は期限」のとおりとする。

2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から5年間保存する。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、法令、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処分を行われなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

(甲の義務と責任)

第10条 甲は、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を乙に通知しなければならない。

2 甲は、処分を委託する廃棄物に処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずる。

3 甲は、第8条に定める契約期間内に、別表2の上欄の廃棄物について、その下欄に定めたとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13条)による試験を行い、分析証明書を乙に提出しなければならない。

(乙の義務と責任)

第11条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD(処分終了)票をもって代えることができる。

3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

第12条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、甲から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令の定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第14条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の変動等については、甲乙で協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第17条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定する。

別表 1（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 7 条関係） 【文末へ】

別表 2（第 10 条関係）

産 業 廃 棄 物 の 種 類			
提示する時期又は回数			

別表 1 (第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 7 条関係)

廃棄物の種類			契約単価（円）		予定数量（年）		乙の事業範囲 処分方法 処理能力又は埋立容量 施 設 の 所 在 地			最終処分に関する情報	
金属くずA									別紙のとおり		
	0 /（kg）	別紙のとおり									
金属くずB											
	30 /（kg）	同上									
廃プラスチック											
	62 /（kg）	同上									
処理困難物											
	150 /（kg）	同上									
混合廃棄物											
	72 /（kg）	同上									
軽量廃棄物											
	300 /（kg）	同上									
契約期間中の 合計予定金額			円		契約期間は第8条記載のとおり						
必要な情報 仕様書のとおり											
※支払金額の確定 数量が確定した段階で、上記単価に確定数量を乗じて得た額の合算額に10パーセントを加算した金額を支払うものとする。また、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数が生じた場合には当該端数金額は切り捨てる。											

